

所沢市事業系古紙回収協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、古紙を受け入れる事業者を所沢市事業系古紙回収協力店（以下「協力店」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるとともに、古紙を排出する市内の事業者に広く周知することにより、排出される古紙の資源化及びごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「古紙」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞(折込チラシを含む。)
- (2) 雑誌(カタログ、ノート、パンフレット、書籍などを含む。)
- (3) 段ボール
- (4) OA紙(コピー用紙)
- (5) 雑がみ
- (6) その他市長が認めるもの

(登録の要件)

第3条 協力店に登録することができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に古紙を受け入れる事業所（以下「事業所」という。）を有すること。
- (2) 持ち込まれた古紙を古紙卸売業者等に適正に引き渡すこと。
- (3) 古紙を持ち込んだ事業者から処理料金等を徴収しないこと。
- (4) 古紙を適正に保管できる場所を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(登録申請)

第4条 協力店への登録を受けようとする事業者は、所沢市事業系古紙回収協力店登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、協力店への登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、事業系古紙回収協力店登録簿に事業所の名称及び所在地等を登録するとともに、協力店に対して所沢市事業系古紙回収協力店登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 協力店は、登録証を事業所に掲示するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 協力店は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに所沢市事業系古紙回収協力店登録変更届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 協力店への登録を取り消す旨の申出があったとき。

(3) 事業を廃止したとき。

(4) その他協力店として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力店の登録を取り消したときは、当該取消しを受けた事業者对所沢市事業系古紙回収協力店登録取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の通知書を受けた事業者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録内容等の周知)

第8条 市長は、所沢市事業系古紙回収協力店制度及び協力店の利用について、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。